

## 八丈町一般廃棄物処理施設 維持管理情報 (平成27年度)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第34号。平成22年5月19日公布。)により、改正後の同法9条の3第6項(平成23年4月1日施行)の規定により、廃棄物処理施設の維持管理情報を下記のとおり公表します。

八丈町住民課

最終更新日:平成28年4月1日

情報の公表期間:平成31年5月31日

施設名	八丈町クリーンセンター													
施設住所	東京都八丈島八丈町大賀郷4341番地1													
平成 27 年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>一般廃棄物</b>														
A系 可燃ごみ量 (ton)	-	138.47	135.03	119.05	128.21	143.85	136.21	122.33	0.00	132.09	106.18	90.41	120.39	
B系 可燃ごみ量 (ton)	-	117.77	107.85	151.59	131.54	143.17	126.32	128.85	207.96	137.01	119.07	119.45	132.99	
<b>燃焼室中の燃焼ガス温度</b>														
測定を行った位置	-	A系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ( )	800以上	880	879	869	882	884	879	887	0	887	891	908	908	
測定を行った位置	-	B系 焼却炉出口												
測定結果月平均値 ( )	800以上	875	870	857	871	870	860	880	871	868	865	877	866	
<b>集塵機に流入する燃焼ガス温度</b>														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集塵機入口												
測定結果月平均値 ( )	概ね200	171	174	172	172	180	178	173	154	175	170	162	173	
<b>排ガス中の一酸化炭素濃度</b>														
測定を行った位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果月平均値 (ppm)	100以下	28	35	36	28	32	34	32	34	36	37	29	17	
<b>冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日</b>														
年月日	-	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	運転毎	
<b>排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度</b>														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
測定結果	硫黄酸化物月平均値 (ppm)	100以下	25	28	26	7.2	14	22	23	12	21	24	28	20
	塩化水素月平均値 (ppm)	430以下	39	45	52	56	65	75	64	23	52	57	67	51
	窒素酸化物月平均値 (ppm)	250以下	148	152	143	145	134	140	143	148	147	145	144	134
<b>排ガス中のダイオキシン類</b>														
排ガスを採取した位置	-	A・B系共通 集じん器出口ダクト												
運転炉	-	A系炉						B系炉						
排ガスを採取した年月日	-	H27.7.9						H27.7.8						
測定結果を得られた年月日	-	H27.8.25						H27.8.25						
測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	10以下	0.25						0.38						

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値

固形燃料(水分、温度、外観)と固形燃料保管設備内(温度、一酸化炭素濃度、清掃年月日)にかかる記録については、該当しないため表記しておりません。

平成 27 年度  
維持管理状況に関する情報